

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 4 年 6 月 27 日

兵庫県知事 殿

提出者
住 所
西宮市両度町6-30氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)
積水ハウス株式会社 阪神支店
森田 徹郎電話番号
0798-61-0121廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 3 年度の
産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市 管轄内事業場
事業場の所在地	芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市 管轄内
事業の種類	0641 建築工事業(木造建築工事業を除く) 0651 木造建築工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

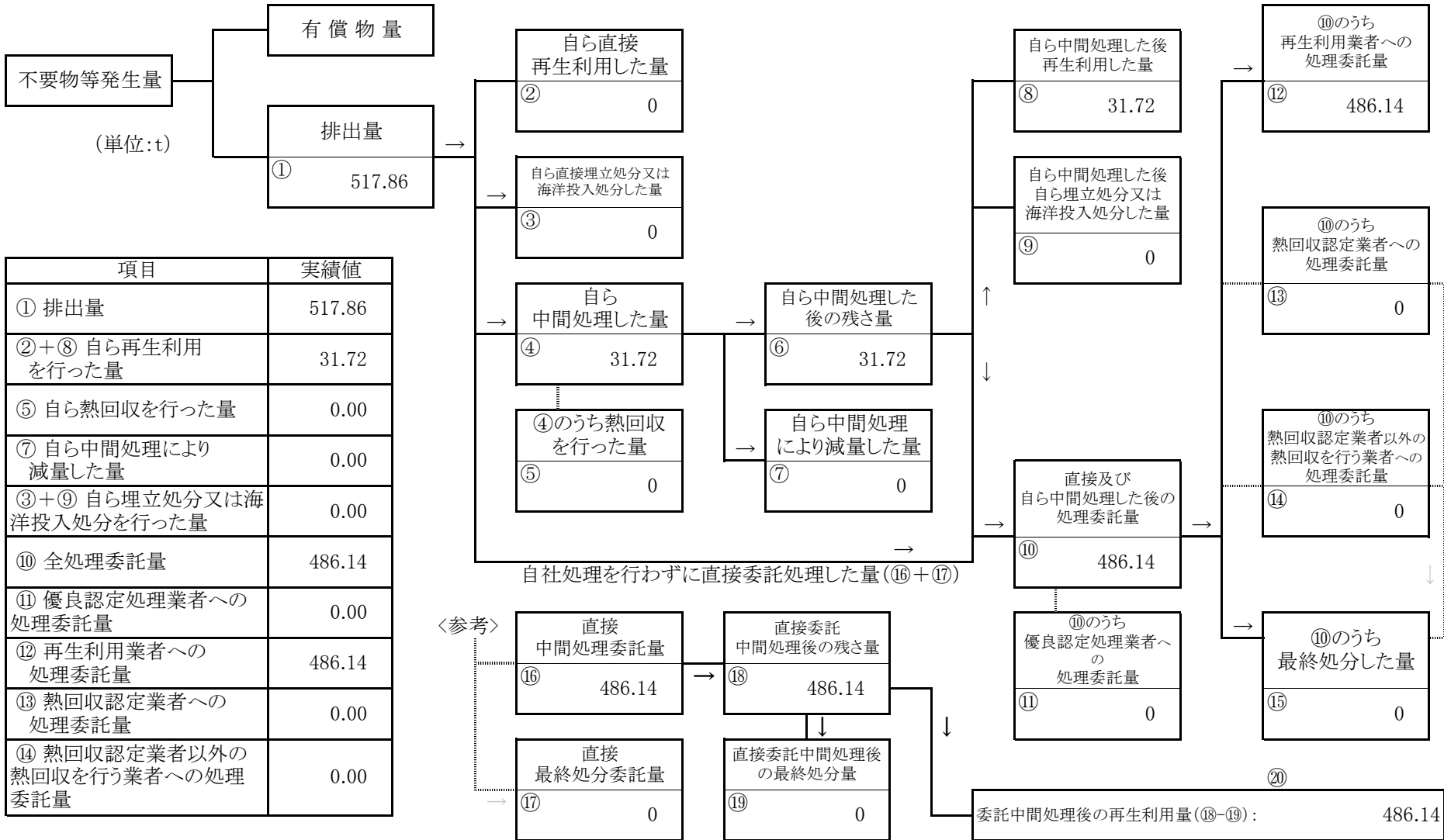
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	969 t	全 処 理 委 託 量	791 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	177 t	優良認定処理業者への 処理委託量	199 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	692 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 1500 がれき類
(コンクリート))

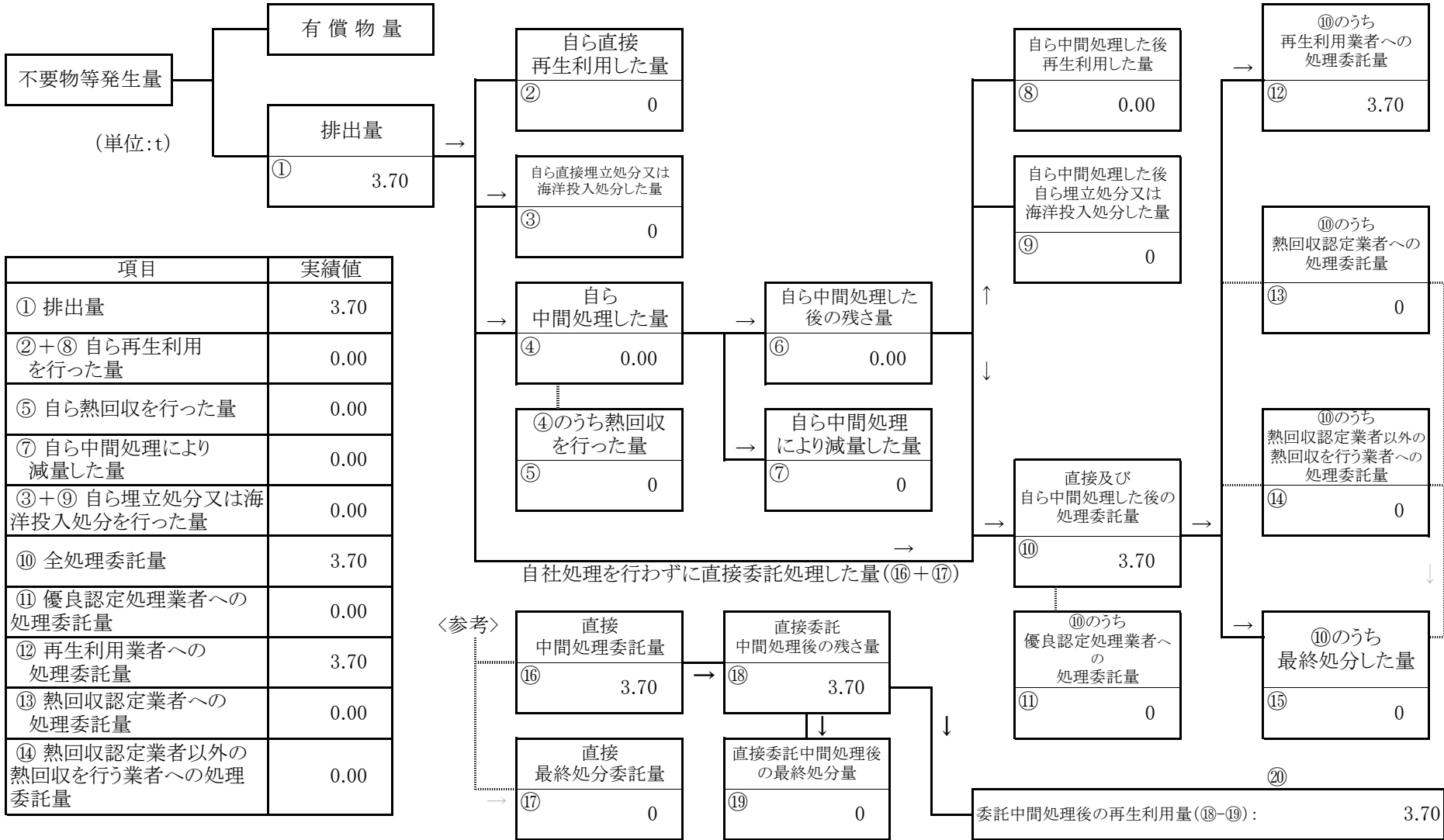
事業者コード： 28JS000270 地域コード： 21阪神南 22阪神北
(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



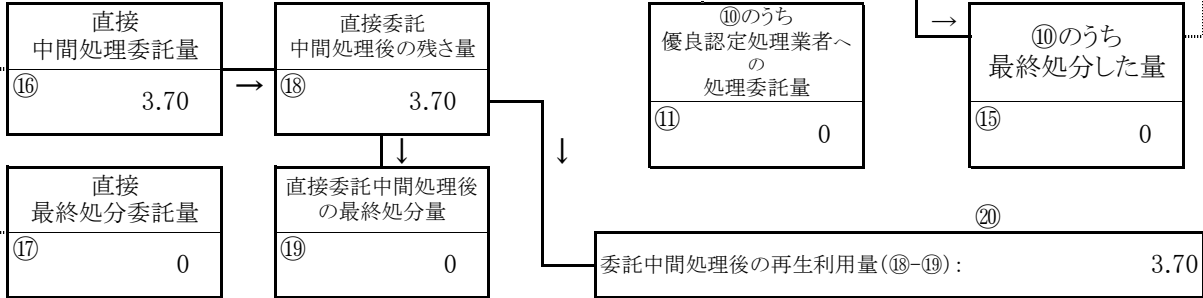
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 1500 がれき類
(アスコン))

事業者コード： 28JS000270 地域コード： 21阪神南 22阪神北
(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



<参考>



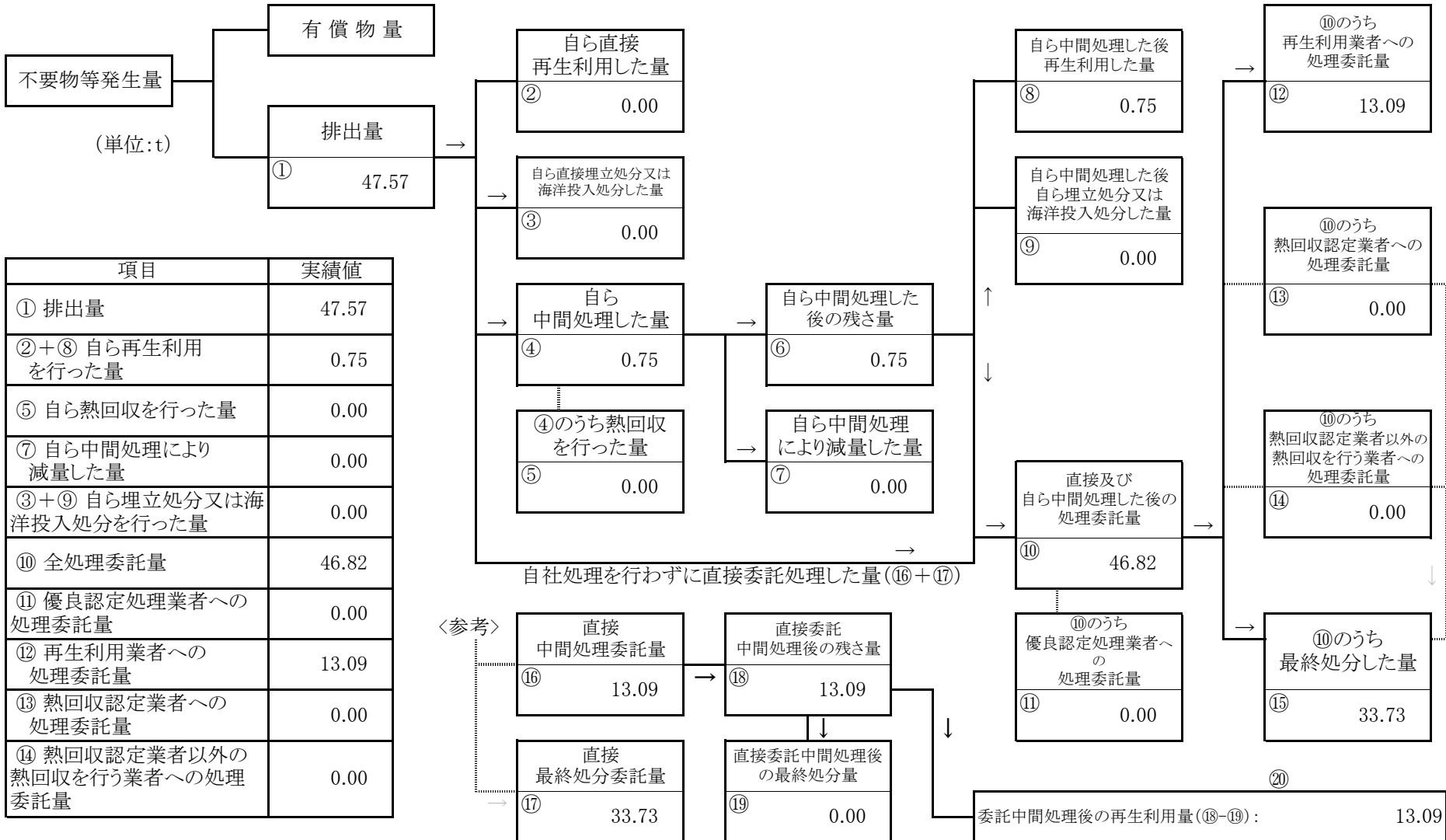
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 1500 がれき類)

事業者コード： 28JS000270

地域コード： 21阪神南 22阪神北

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



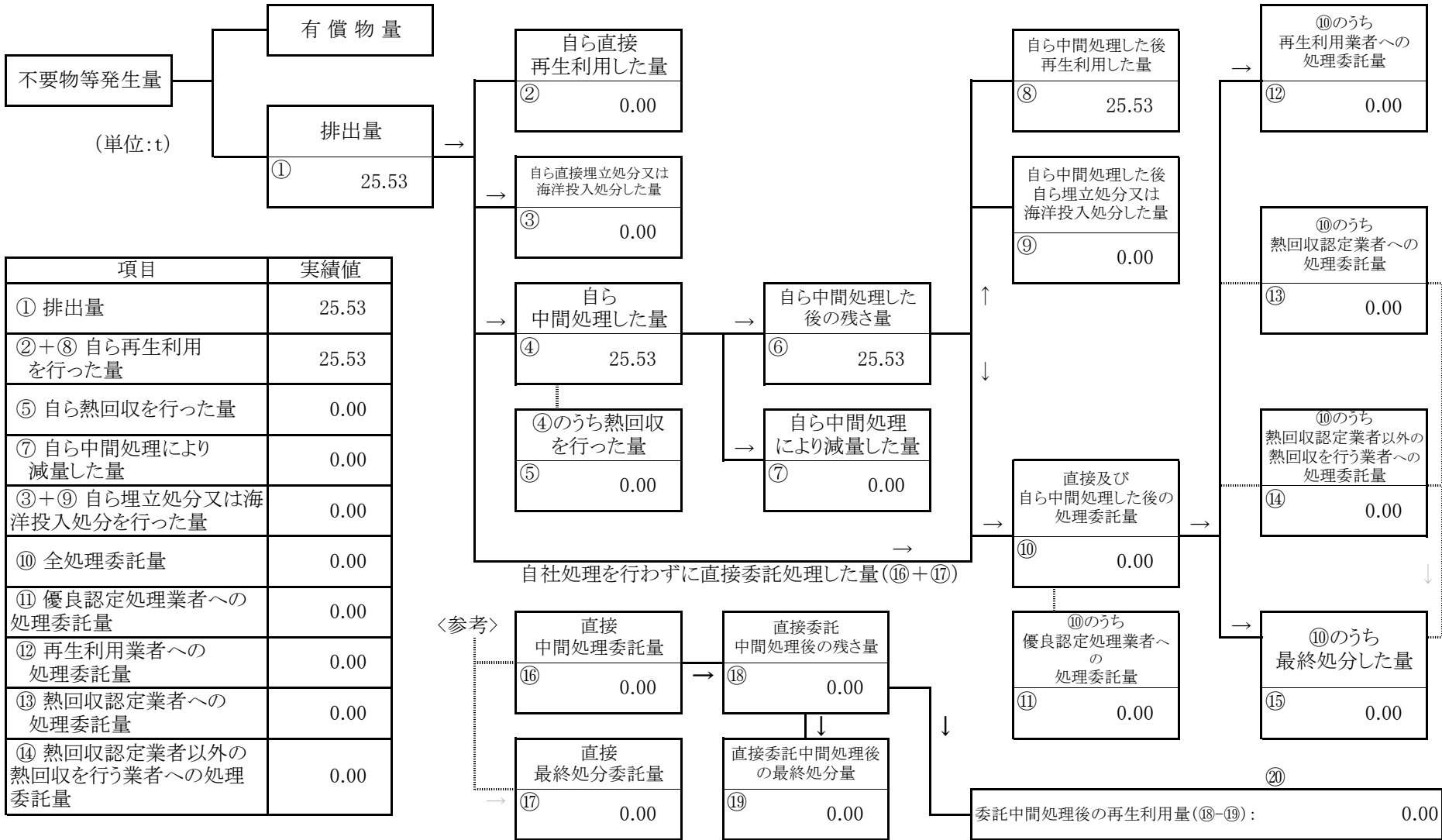
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 0600 廃プラスチック類)

事業者コード： 28JS000270

地域コード： 21阪神南 22阪神北

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



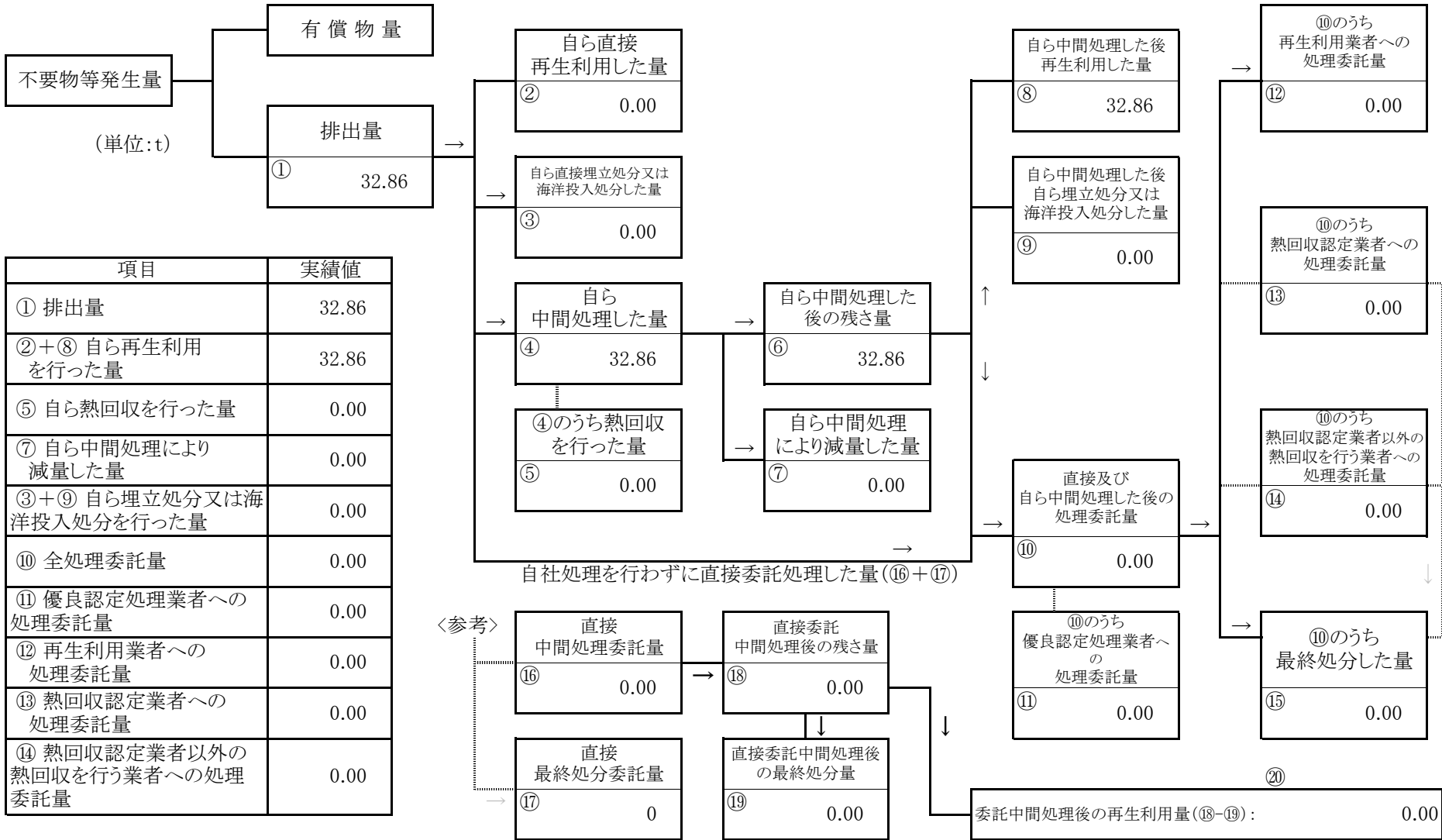
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 0700 紙くず

) 事業者コード： 28JS000270

地域コード： 21阪神南 22阪神北

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



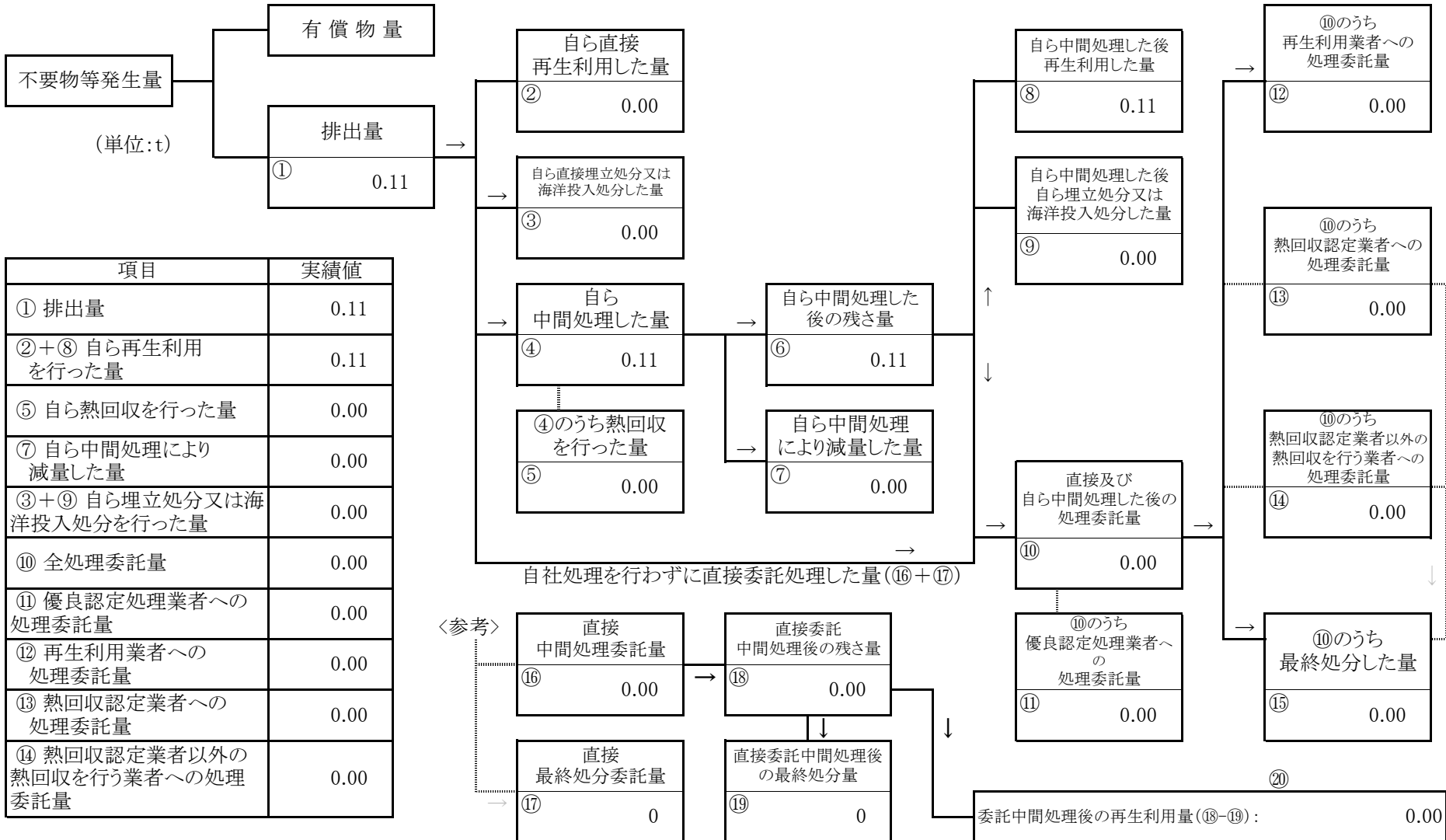
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 0900 繊維くず)

事業者コード： 28JS000270

地域コード： 21阪神南 22阪神北

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



計画の実施状況

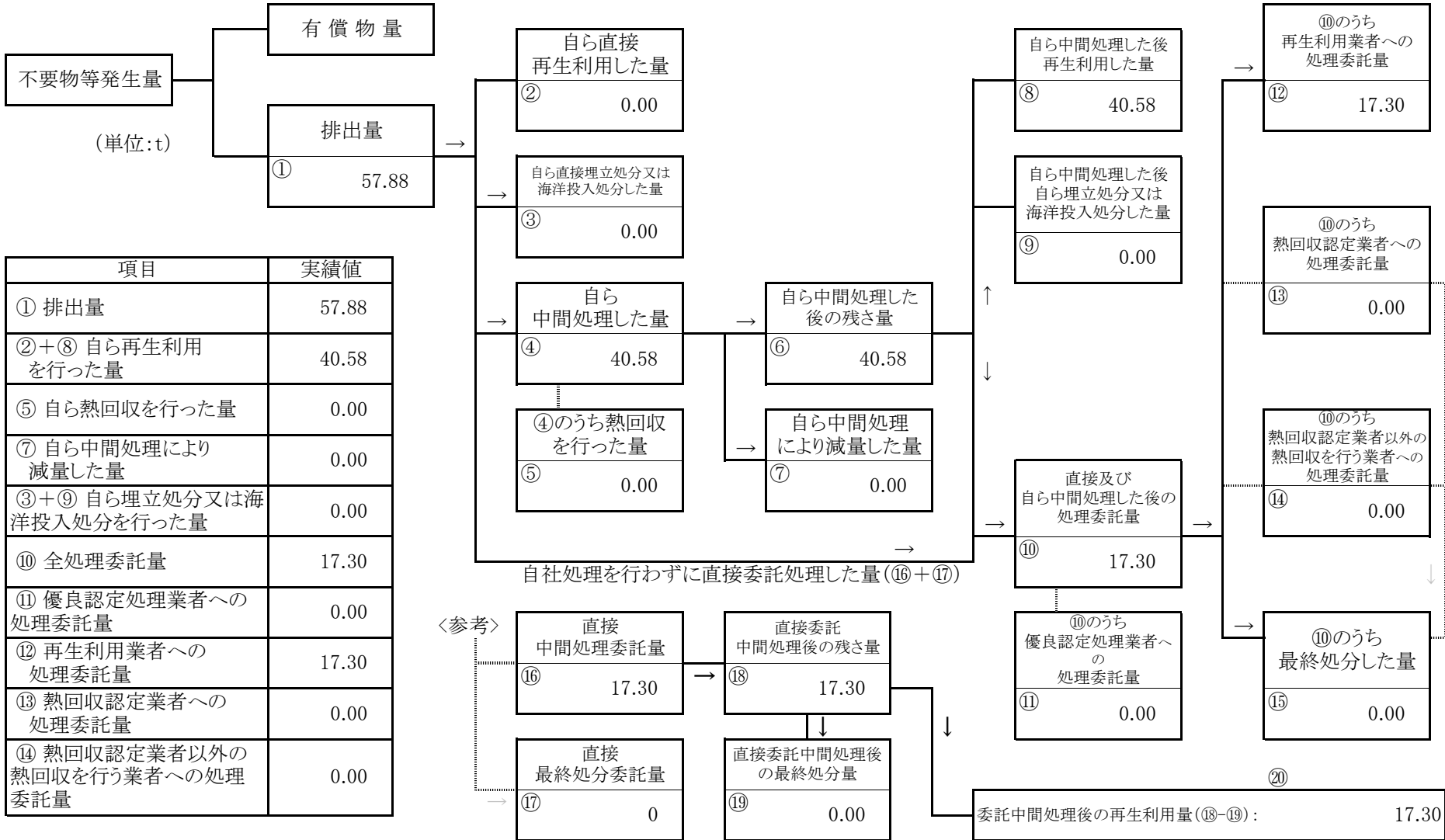
(産業廃棄物の種類： 1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

事業者コード： 28JS000270

地域コード： 21阪神南 22阪神北

(廃石膏ボード)

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

2200 管理型混合廃棄物)

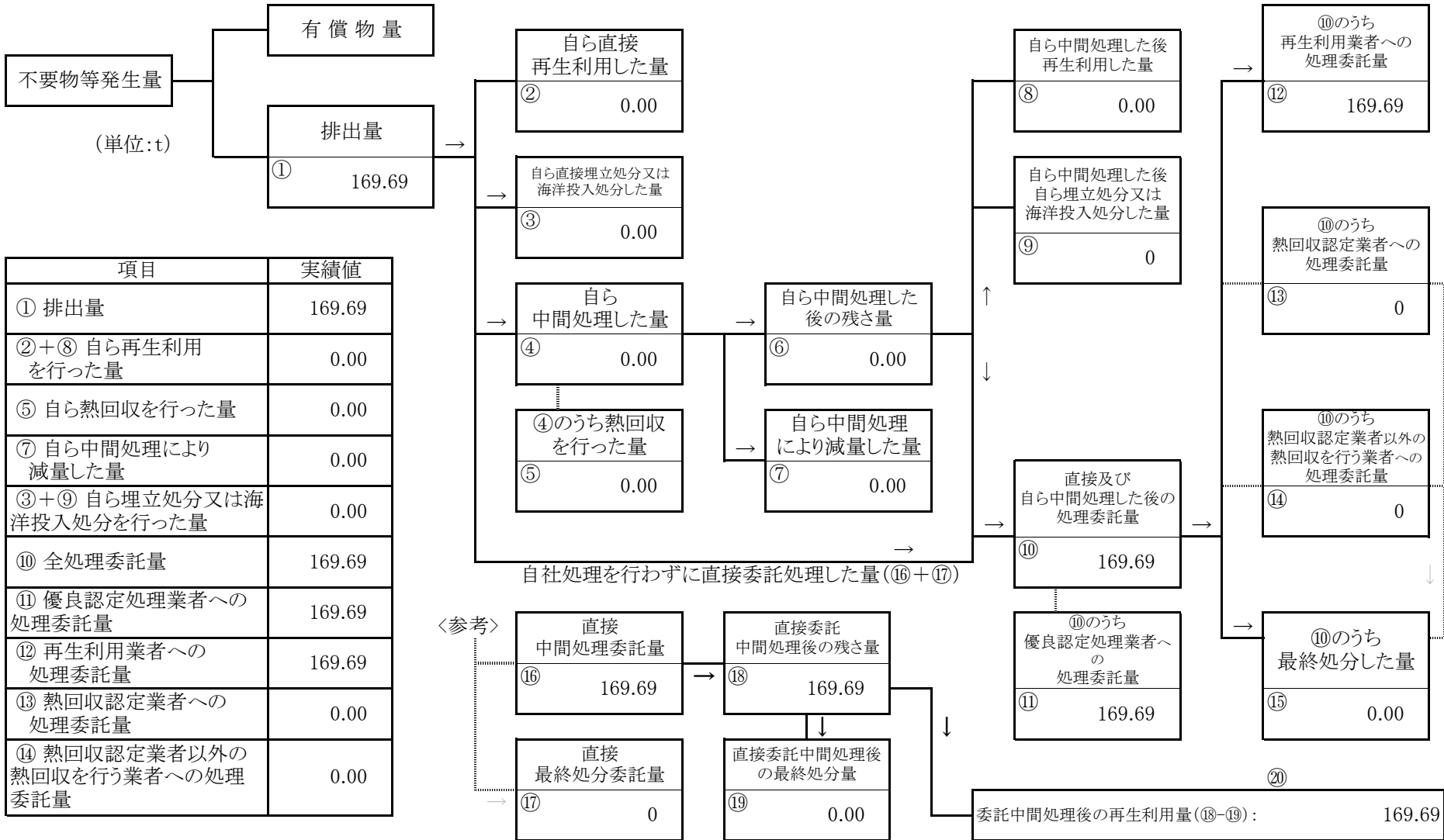
事業者コード :

28JS000270

地域コード :

21阪神南 22阪神北

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



兵庫県知事 殿

令和3 年度 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 別表1

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	①排出量	②自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑤自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	⑦自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	③自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	⑩全処理委託量（①-⑧）	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬認定熱回収業者への処理委託量	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑮その他の中間処理（①-⑧-⑫-⑬-⑭-⑯）	⑯直接埋立処分委託量
コンクリート	517.86	0.00	31.72	0.00	0.00	0.00	486.14	0.00	486.14	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン	3.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.70	0.00	3.70	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類その他	46.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	46.82	0.00	13.09	0.00	0.00	0.00	33.73
ガラス・陶磁器	32.86	0.00	24.93	0.00	0.00	0.00	7.93	0.00	0.00	0.00	0.00	7.93	0.00
廃プラスチック類	25.53	0.00	25.53	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	43.78	0.00	7.62	0.00	0.00	0.00	36.16	0.00	36.16	0.00	0.00	0.00	0.00
建設汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	32.86	0.00	32.86	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	127.65	0.00	32.82	0.00	0.00	0.00	94.83	43.04	43.04	0.00	0.00	51.79	0.00
繊維くず	0.11	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	57.88	0.00	40.58	0.00	0.00	0.00	17.30	0.00	17.30	0.00	0.00	0.00	0.00
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.75	0.00	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	169.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	169.69	169.69	169.69	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) がれき類その他	16.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16.71	8.14	0.00	0.00	0.00	0.00	16.71
(石綿) ガラス・陶磁器	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 木くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 廃石膏ボード	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 建設混合廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1076.20	0.00	196.92	0.00	0.00	0.00	879.28	220.87	769.12	0.00	0.00	59.72	50.44

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。